

山口市ひとり親家庭医療費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭等の母子又は父子の医療費の一部を助成することにより、当該母子又は父子の保健の向上に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

2 この要綱において「対象者」とは、山口市内に居住地を有する者、国民健康保険法第116条若しくは第116条の2の規定により山口市が行う国民健康保険の被保険者とした者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とした者（国民健康保険法の規定による対象者は、山口県内に居住地を有する者に限る。ただし、同法及び高齢者の医療の確保に関する法律の同規定により転出先の県外市町村において助成を受けることができない場合を除く。）であって、社会保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者のうち別表に掲げる者とする。ただし、次の各号の一に該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号若しくは同条第2項の措置又は同法第33条の規定による一時保護を受けている児童であって、国又は地方公共団体の負担による医療費の支給を受けることができる者
- (3) 重度心身障害者医療費助成事業（昭和48年7月23日社会第670号山口県民生部長通知）による医療費の助成を受けることができる者
- (4) 国民健康保険法第116条又は第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により山口県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とされた者

3 この要綱において「社会保険各法の規定による医療に関する給付」とは、疾病又は負傷につき社会保険各法による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保

除外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給をいう。

(助成の範囲)

第3条 市長は、対象者の疾病又は負傷について、社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が社会保険各法の規定による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（社会保険各法による入院時食事療養又は入院時生活療養に係る療養を受ける者については、当該入院時食事療養費又は当該入院時生活療養の給付に関するこれらの法律に規定する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除いた額とする。）をこの要綱に定める手続きに従い、ひとり親家庭医療費として対象者に助成するものとする。ただし、当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われるときは、この限りでない。

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給者証の交付申請)

第4条 この要綱によりひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は、あらかじめ市長に対し福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付又は提示等して申請しなければならない。

(1) 社会保険各法に基づく被保険者であることを電磁的方法で表示したもの、又はそれを記載した書面

(2) 前号で確認できない情報がある場合は、申請者からの聞き取り等により内容を確認することができる。

(3) 課税及び扶養の状況を記載した書類で市長が必要と認めるもの。ただし、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者の同意により公簿等で確認することができるときは、当該書類の提示等を要しないものとする。

(4) ひとり親家庭を証する書類

(5) 被扶養者確認票（様式第4号。市長が必要と認める場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の申請に当たって、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び被保険者は次に掲げる事項について、同意しなければならない。

(1) 福祉医療費受給者証の交付及び更新要件確認のため、受給者の父母の課税及び19歳未満の扶養親族の扶養状況を調査すること。

(2) ひとり親家庭の同一生計者の確認のため、住民基本台帳・児童扶養手当の受給状況を調査すること。

(3) 医療に関する給付が行われた場合、高額療養費算定基準額及び一部負担金割合の確

認のため、被保険者の世帯の課税状況を調査すること。

- (4) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費ならびに付加給付金の支給を受けることができる場合、申請及び受領について市長に委任すること。
- (5) 保険者から高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金を受けた場合、市の過払い相当額を市へ返還すること。
- (6) 保険者に対して医療に関する給付及び付加給付金の支給状況並びに保険資格を市が確認すること。
- (7) 山口市ひとり親家庭医療費助成要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したときは、受給者証の交付をせず、又はすでに交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部または一部を支給しない場合があること。

(受給者証の更新申請)

第5条 福祉医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、毎年7月1日から同月31日までの間に、市長に対し、福祉医療費受給者証更新申請書（様式第1号）に前条第1項各号に掲げる書類を添えて受給者証の更新を申請することができる。

(受給者証の交付等)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条に規定する申請書の提出があった場合において、その申請に係る者が対象者であると認めるときは、当該申請書を提出した者に対し、受給者証を交付するものとする。

- 2 受給者証の有効期間は、交付の日（更新の場合にあつては、その年の8月1日）からその日以後最初に到来する毎年7月31日までとする。ただし、満18歳に達する者が対象者となるものについては、満18歳に達する日以後最初の3月31日までとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科を除く。）、高等専門学校（第3学年までの学年に限る。）、又は専修学校（高等課程に限る。）に在学する児童について、在学を証明する書類の提出があった場合は、満20歳に達する日以後最初の3月31日まで延長できる。

(助成の方法)

第7条 受給者は、ひとり親家庭医療費の助成を受けようとするときは、市長に対し、福祉医療費助成申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 社会保険各法の規定による一部負担金を支払ったことを証する資料若しくは他の法令等による給付に関し費用徴収金が課せられる場合は、措置の実施機関の発行する決定通知書又は医療機関の発行する領収書等の当該費用徴収金額が確認できる資料
- (2) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付を受けることができる場合若しくはできた場合、又はその他法令等の規定により給付を受けることができる場合若しくはできた場合は、その給付金額が記載された書類

- 2 前項の規定による申請書の提出に当たっては、受給者証を提示しなければならない。

- 3 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、ひとり親家庭医療費の額を決定し、受給者に支払うものとする。

(現物給付による助成)

第8条 受給者が、社会保険各法に規定する保険医療機関、保険薬局若しくは指定訪問看護事業者又はその他別に定める病院、診療所若しくは薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けた場合においては、前条の規定にかかわらず、市長は、当該保険医療費に関してその者が支払うべき金額を限度として当該保険医療機関等に対しその者に代わり医療費を支払うことができる。

- 2 前項の規定により医療費を支払ったときは、当該医療を受けた者に対し前条の規定によるひとり親家庭医療費の助成を行ったものとみなす。

- 3 市長は、第1項の規定による医療費の支払を行う場合において保険医療機関等に支払うべき医療費の額の審査及び支払に関する事務を山口県国民健康保険団体連合会に委託する方法により行うものとする。

(受療の手続)

第9条 受給者は、前条の規定により医療を受けようとするときは、当該医療を受けようとする保険医療機関等から、**電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法により、被保険者であることの確認を受けるとともに、受給者証を提出しなければならない。**ただし、緊急やむを得ない事由によりこれを提出することができない者であって、受給者であることが明らかな者については、この限りでない。

(助成の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受給者証の交付をせず、又は既に交付している受給者証の効力を停止し、若しくは助成の全部若しくは一部を支給しないことができる。

- (1) 受給者の疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであって、損害賠償を請求することができるとき。
- (2) 受給者の疾病又は負傷が受給者の故意による犯罪行為により生じたものであるとき。
- (3) 受給者が助成の決定に関する書類で市長が必要と認めるものを提出しないとき。
- (4) 市に返還すべき高額療養費及び高額介護合算療養費ならびに付加給付金又は医療費等を納付しないとき。
- (5) この要綱又はこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱によるひとり親家庭医療費の助成を受けようとする者及び受ける者に対し、対象者の世帯の収入、資産、家族の状況等に関し報告を求め、又は関係職員をして調査させるものとする。

(変更事項等の届出)

第12条 受給者は、次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。(様式第 5 号)
 - (2) 加入している医療保険に変更があったとき。(様式第 6 号)
 - (3) 助成の対象となる医療の事由が第三者の行為によるとき。
 - (4) 受給者証を紛失したとき。(様式第 9 号)
 - (5) 市外へ転出するとき。(様式第 7 号)
 - (6) 医療費の助成がある施設へ入所するとき。(様式第 7 号)
 - (7) 生活保護を受けるようになったとき。(様式第 7 号)
 - (8) 他の法令等により医療費の助成を受けられるとき若しくは受けたとき。
 - (9) 高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金を受けたとき。
 - (10) 婚姻したとき。(様式第 7 号)
 - (11) 世帯の状況に変更があったとき。
 - (12) 税の申告等により所得や控除、年少扶養親族に変更があったとき。
- 2 受給者は、受給者の住所と異なる住所に福祉医療費受給者証更新申請書及び受給者証の送付先を変更したいときは、市長に対し、福祉医療費更新申請書・受給者証送付先変更申出書(様式第 8 号)を提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申出書を受理した場合において、その内容を審査の上適当と認めるときは、変更された住所へ福祉医療費受給者証更新申請書及び受給者証を送付するものとする。

(受給者証の再交付申請)

- 第 13 条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第 9 号)を市長に提出して、その再交付を申請することができる。
- 2 受給者証を破り、又は汚した場合における前項の再交付申請書には、同項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
- 3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後、失った受給者証を発見したときは、ただちにこれを市長に返還しなければならない。

(受給者証の返還)

- 第 14 条 受給者又はその家族は、第 5 条の規定により受給者証の更新の申請をしないとき又は受給者が死亡したとき若しくは受給者としての要件を欠くに至ったときは、すみやかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(ひとり親家庭医療費の返還等)

- 第 15 条 市長は、偽り、その他不正な手段によりひとり親家庭医療費の助成を受けた者があるときは、その者から、既に助成したひとり親家庭医療費の全部又は一部を返還させるものとする。
- 2 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けることができるとき若しくは受けたときは、その金額の限度において、ひとり親家庭医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成したひとり親家庭医療費の額に相当する金額を返還させるものとする。

3 受給者及び被保険者は、ひとり親家庭医療費の助成を受けている者に係る医療費について、高額療養費及び高額介護合算療養費並びに付加給付金その他これに類する給付の支給があったときは、その金額の限度において、その金額に相当するひとり親家庭医療費を返還しなければならない。

4 市長は、第3条の規定による助成すべき額を超えて助成したときは、受給者又は被保険者から、その過払い相当額を市へ返還させるものとする。ただし、被保険者から同意を得た上で、市長が保険者から過払い相当額を代理受領できた場合は、この限りでない。
(電子申請)

第16条 前条までの規定にかかわらず、第4条第1項及び第5条第1項、第12条、第13条に規定する申請及び届出は、電子情報処理組織（山口市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請及び届出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織という。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた申請は、前条までに規定する様式により行われたものとみなして、当該申請及び届出に関する前条までの規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請は、同項の山口市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに、山口市に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、山口市は、当該申請に関する他の規定により署名等することとしているものについて、当該規定にかかわらず氏名又は名称を明らかにする措置であって、山口市で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市母子家庭医療費助成要綱（山口市制定）、小郡町母子家庭医療費助成要綱（小郡町制定）、秋穂町母子家庭医療費助成要綱（秋穂町制定）、阿知須町母子家庭医療費助成要綱（阿知須町制定）、又は徳地町母子家庭医療費助成要綱（徳地町制定）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(阿東町の編入に伴う経過措置)

3 阿東町の編入の日の前日までに、編入前の阿東町ひとり親家庭医療費助成要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１９年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２１年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１月１６日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年８月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月３０日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年１２月２日から施行する。

別表（第2条関係）

- 1 次のいずれかに該当する者（以下「対象児童」という。）を養育している者及びその者が養育する対象児童並びに父母のない対象児童であって、対象児童の同一生計者の全てが市町村民税所得割非課税（年齢19歳未満の扶養親族に係る扶養控除に関する規定の適用について、地方税法の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）による改正前の規定によって計算された市町村民税所得割が非課税となる場合を含む）
 - (1) 18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある者
 - (2) 学校教育法に規定する高等学校（専攻科を除く。）、中等教育学校、特別支援学校（専攻科を除く。）、高等専門学校（第3学年までの学年に限る。）又は専修学校（高等課程に限る。）に在学する者（20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に限る。）
- 2 1に規定する対象児童を養育している者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した者であって現に婚姻（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの
 - (2) 離婚した者であって現に婚姻をしていないもの
 - (3) 配偶者の生死が明らかでない者
 - (4) 配偶者から遺棄されている者
 - (5) 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者
 - (6) 配偶者が国民年金法施行令別表1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っている者
 - (7) 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない者
 - (8) 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの
- 3 1の規定による父母のない対象児童とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 父母（養父母を含む。以下同じ。）と死別した対象児童
 - (2) 父母の生死が明らかでない対象児童
 - (3) 父母から遺棄されている対象児童
 - (4) 父母が海外にあるためその扶養を受けることができない対象児童
 - (5) 父母が国民年金法施行令別表第1級に該当する程度の障害により長期にわたって労働能力を失っているためその扶養を受けることができない対象児童
 - (6) 父母が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない対象児童
 - (7) 生存する父母のうちに(2) から(6) までに、規定する事情のいずれにも該当しない者が一人もいない対象児童
- 4 1の規定による同一生計者（所得制限の対象者）とは、次のいずれかに該当する者を

いう。

(1) 対象児童と生計を一にしている者

(2) 対象児童の母又は父（対象児童が母又は父から遺棄されていること等により、父母のいない対象児童に該当する場合の母又は父を除く。）

(3) 父母のいない対象児童の場合については、対象児童を実際に養育している者及びその直系尊属

5 前項第1号及び第2号に該当する場合において、対象児童と同居している場合及び税・社会保険等の扶養関係にある場合については、生計を一にしているとみなす。ただし、対象児童の直系尊属以外の者については、主として当該世帯の生計を維持している場合に限る。